

火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について

我が国においては、長寿命化の進行及び人口構成の山を成す世代の高齢化に伴い、高齢者数が増加し、本格的な多死社会の到来を迎えている。国は、「火葬場が全国的に不足しているとは認識していない」との見解を示しているが、とりわけ人口が集中する首都圏においては、火葬枠の拡大等の運用改善を図ってもなお火葬需要のひっ迫により、火葬待機が1週間を超えるなど長期化しており、現時点で、2040年頃にかけてこの状況は更に深刻化し、その後も高止まりする見込みである。

加えて、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模災害の発災リスクが年々高まっている中、平時の火葬需要に加えて、大規模災害時に、国が提唱する広域火葬の受入れを可能にするとともに、首都圏自らが被災した場合にも火葬能力を一定程度維持できるよう備えておく必要がある。

こうしたことから、老朽化が進んでいる多くの火葬場の設備更新、耐震化及び耐浪化並びに火葬場の新增設等による火葬能力の確保・強化が急務である。

火葬場の整備・経営主体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）等の法令上に定めはないが、国の通知において、持続性や非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされているため、火葬場の9割超が地方公共団体によって設置されているのが実態である。

このような状況下において、火葬場の整備等には、近年の物価及び労務単価の上昇等も相俟って、従前以上に多額の費用を要する状況にあるが、国は、法令の定めがないこと等を理由に、地方公共団体による火葬場の整備等に対する財政支援に否定的な見解を示している。

一方、首都圏の一部には、歴史的経緯により、民設民営の火葬場も存在するところ、近年の燃料費の高騰等を背景に火葬料金の値上げが相次いでいる。こうした状況に対し、火葬場は、経営主体にかかわらず公共的な役割を担っているが、民間火葬場の料金に対しては、法令上、行政が関与する仕組みとはなっておらず、また、金額の妥当性を判断する基準や具体的な指導監督の方法についても示されていない。

また、前述の広域火葬を円滑に実施するため、国は「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」（以下「基本的指針」という。）を定めているが、広域的な火葬枠の割当て、火葬に必要なとなる燃料、資機材等の確保、多数の御遺体の搬送手段、火葬後の御遺骨の取扱い等、基本的指針で挙げられている情報収集、連絡調整、協力要請といった国の役割によってその適切な対応がどのように担保されるのかについて、必ずしも明らかではない。

以上を踏まえ、「公衆衛生その他公共の福祉」の確保等、法の要請を将来にわたり満たしていくため、火葬場の整備等に関し、以下のとおり要望する。

- 1 火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、
 - (1) 今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。
 - (2) 民間事業者が経営する火葬場について、指導監督権限を有する地方公共団体が、火葬料金の設定も含め、その適正な経営を確保できるよう、具体的な規定を法令に設けること。
- 2 大規模災害発災時における広域火葬の実効性を担保するため、国の役割をより明確化するとともに、基本的指針に基づく国及び地方公共団体による対応の更なる具体化及び詳細化を国の主導で進めること。その際には、地方公共団体に対してあらかじめ十分に意見聴取を行い、その意見を適切に反映させること。

令和8年 月 日

総務大臣	林 芳 正 様
厚生労働大臣	上 野 賢一郎 様
内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）	赤 間 二 郎 様

九都県市首脳会議

座 長 相模原市長 本 村 賢太郎

埼玉県知事	大	野	元	裕
東京都知事	小	池	百合子	
千葉県知事	熊	谷	俊	人
神奈川県知事	黒	岩	祐	治
横浜市長	山	中	竹	春
川崎市長	福	田	紀	彦
千葉市長	神	谷	俊	一
さいたま市長	清	水	勇	人